



発行 新潟県

第9号

令和元年6月4日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 105 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 106 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 107 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 108 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 109 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 110 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 111 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 112 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 113 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 114 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 115 耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定（農地計画課）
- 116 県営土地改良事業変更計画の決定（農地計画課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 5 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

労働委員会告示

- 2 新潟県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局総務課）

公安委員会告示

- 11 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）



◎新潟県告示第105号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和元年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 山北徳洲会病院
- 2 所 在 地 村上市勝木1340番地1

- 3 有効期間 令和元年7月3日から
令和4年7月2日まで

◎新潟県告示第106号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和元年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 村上総合病院
2 所 在 地 村上市田端町2番17号
3 有効期間 令和元年8月1日から
令和4年7月31日まで

◎新潟県告示第107号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
令和元年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟白根総合病院
2 所 在 地 新潟市南区上下諏訪木770番地1
3 有効期間 令和元年10月1日から
令和4年9月30日まで

◎新潟県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和元年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
こころのケア三条クリニック	三条市鶴田2-1-10	精神通院医療	令和元年6月1日
ウエルシア薬局 長岡西津町店	長岡市西津町3869-1	精神通院医療	令和元年6月1日
ウエルシア薬局 佐渡羽茂店	佐渡市羽茂本郷405-1	精神通院医療	令和元年6月1日
みなみ調剤薬局 五泉店	五泉市本町1-10-3-4	精神通院医療	令和元年6月1日
なかじょう訪問看護ステーション 新発田	新発田市豊町4-1-15	精神通院医療	令和元年6月1日

◎新潟県告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和元年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
大手薬局 本所店	見附市本所1-12-12	精神通院医療	令和元年6月1日

◎新潟県告示第110号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年6月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
アイン薬局 諏訪町店	妙高市諏訪町1-5-14	精神通院医療	令和元年5月25日

◎新潟県告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和元年6月4日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
アイン薬局諏訪町店	妙高市諏訪町1丁目5番14号	育成医療・更生医療	令和元年5月25日

◎新潟県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南魚沼市の大和郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月4日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 就任

理事	南魚沼市雷土新田169番地	高橋 宏 (理事長)
〃	〃 浦佐2454番地	井口 義夫
〃	〃 五箇3211番地	小島 一俊
〃	〃 浦佐5926番地	黒井 靖
〃	〃 山崎新田182番地	高野 信一
〃	〃 大倉335番地	種村 積
〃	〃 水尾871番地5	小杉 進
〃	〃 大崎3083番地6	山口 隆志
〃	〃 八色原2239番地	熊倉 幹夫
〃	〃 今町177番地	桑原 善和
〃	〃 一村尾1810番地	井上 秀樹
〃	〃 芹田958番地1	関 利明
〃	魚沼市十日町884番地	坂大 一郎
〃	〃 大浦新田5番地	梅田 潔
〃	〃 大浦421番地1	関 美規夫

監事	南魚沼市浦佐3768番地	行方	和弘
〃	〃 荒金347番地	岡村	邦夫
〃	〃 海士ヶ島新田24番地1	米山	正一
〃	〃 九日町824番地1	上村	嘉和
〃	魚沼市虫野97番地	桑原	幹夫

就任年月日 令和元年5月23日

2 退任

理事	南魚沼市雷土新田169番地	高橋	宏 (理事長)
〃	〃 浦佐2454番地	井口	義夫
〃	〃 浦佐3559番地2	岡村	良則
〃	〃 五箇3211番地	小島	一俊
〃	〃 大倉335番地	種村	積
〃	〃 山崎新田182番地	高野	信一
〃	〃 大崎3491番地1	松田	正
〃	〃 水尾871番地5	小杉	進
〃	〃 穴地新田510番地	上村	敏美
〃	〃 一村尾435番地	小幡	勝幸
〃	〃 九日町824番地1	上村	嘉和
〃	〃 今町177番地	桑原	善和
〃	魚沼市十日町884番地	坂大	一郎
〃	〃 大浦386番地	五十嵐	良一
〃	〃 大浦新田34番地	梅田	喜知郎
監事	南魚沼市浦佐3768番地	行方	和弘
〃	〃 茗荷沢459番地5	駒形	栄一
〃	〃 今町新田140番地1	山口	昭夫
〃	〃 芹田865番地1	青木	國夫
〃	魚沼市虫野97番地	桑原	幹夫

退任年月日 令和元年5月22日

◎新潟県告示第113号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐渡市の真野町土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和元年6月4日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

理事	佐渡市大倉谷640	山本	雅和 (理事長)
〃	〃 真野323	長	敏宏
〃	〃 豊田142	清安	稔也
〃	〃 豊田842	日戸	靖開
〃	〃 吉岡638	高松	登
〃	〃 吉岡623	鶴間	克己
〃	〃 大須25	後藤	孝夫
〃	〃 大小246	高野	静幸
〃	〃 大小548	金子	順二
〃	〃 西三川291	山田	進治
監事	〃 吉岡654	笠井	茂雄
〃	〃 豊田408	福田	善举
〃	〃 大小192	金子	敏幸

就任年月日 令和元年5月21日

2 退任

理事	佐渡市大小539	須田 久昭 (理事長)
〃	〃 真野大川275-3	白杵 喜久雄
〃	〃 真野172	一條 國憲
〃	〃 豊田842	日戸 靖開
〃	〃 吉岡654	笠井 茂雄
〃	〃 吉岡1171	永井 郁夫
〃	〃 大須25	後藤 孝夫
〃	〃 大小246	高野 静幸
〃	〃 大倉谷640	山本 雅和
〃	〃 西三川307	福田 高保
監事	〃 豊田496	本間 好幸
〃	〃 背合267	松本 甲

退任年月日 令和元年5月20日

◎新潟県告示第114号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、中魚沼郡津南町の津南郷土地改良区の定款の変更を令和元年5月27日認可した。

令和元年6月4日

新潟県十日町地域振興局長

◎新潟県告示第115号

土地改良法施行法(昭和24年法律第196号)第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治42年法律第30号)第73条第4項の規定に基づき、次の者を郷地耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和元年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

住所 佐渡市高瀬415番地

氏名 宇田 敏明

◎新潟県告示第116号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営相川中部地区区画整理・農業用排水施設整備・農用地保全施設整備(中山間地域総合整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年6月5日から令和元年7月2日まで

3 縦覧に供する場所

佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知

った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、立位リーダー撮影台について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月4日

新潟県立リウマチセンター院長 石川 肇

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

立位リーダー撮影台 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-0054

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立リウマチセンター経営課

電話番号 0254-23-7751 内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年6月17日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年6月20日(木)午前10時00分

新潟県立リウマチセンター 2階 第1会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電気手術器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年6月4日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電気手術器 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線115
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年6月10日(月)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
令和元年6月11日(火)午前10時30分
新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月4日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
高精度放射線治療システム 一式
 - 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
-

新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地

- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成31年4月25日
- 6 落札者の氏名及び住所
キヤノンメディカルシステムズ株式会社長岡営業所
新潟県長岡市今朝白1丁目8番18号
- 7 落札価格
490,570,538円
- 8 入札公告日
平成31年4月5日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月4日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

- 1 調達件名及び名称
新潟県立病院医療情報システム要件定義等支援業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成31年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
アイテック株式会社
東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号
- 7 契約金額
49,987,800円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	<u>住宅型有料老人ホームリーベ善久</u>	新潟市西区善久730番地1	新潟市西区	<u>住宅型有料老人ホームゆうKUROSAKI</u>	新潟市西区善久730番地1
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市南区選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和元年6月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
茨曽根地域生活センター	新潟市南区茨曽根3443番地	講堂 (集会室)	79.00	令和元年5月1日
小林地域生活センター	新潟市南区下木山613番地	研修室 (集会室)	93.00	令和元年5月1日
鷺巻地域生活センター	新潟市南区東笠巻新田278番地1	集会室 (体育館)	127.00 (624.00)	令和元年5月1日
味方体育館	新潟市南区西白根2676番地	アリーナ (競技場)	961.00	令和元年5月1日

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第2号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱した令和元年5月16日現在の新潟県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和元年6月4日

新潟県労働委員会

会長 櫻井 英喜

氏名	現職	略歴
櫻井 英喜	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
櫻井 香子	新潟大学法学部 准教授	さいたま地方検察庁 検事
田中 恒彦	新潟大学教育学部 准教授	滋賀医科大学特任助教
岩渕 浩	弁護士	新潟県弁護士会 副会長
目黒 千早	—	新潟県農林水産部長
橋本 義明	全国交通運輸労働組合総連合 信越地方総支部 書記長	頸城ハイヤー労働組合 書記長
桑原 典子	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 副事務局長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 新潟県支部 参与
牧野 茂夫	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 会長	日本労働組合総連合会 新潟県連合会 事務局長
片原 匡郁	JAM 新潟書記長	JAM 新潟副書記長
砂長 勉	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合 同盟 新潟県支部 支部長	全国繊維化学食品流通サービス一般労働 組合同盟 千葉県支部長
本間 哲夫	(一社) 新潟県経営者協会 専務理事	(株) 富有社 本社営業部付部長
川崎 敏幸	—	(株) リンコーコーポレーション 顧問
那須野 眞智子	旭ビル管理 (株) 代表取締役社長	同左
徳武 裕一	(一社) 新潟県経営者協会 事業推進部長	(株) 第四銀行 両津支店長
清水 崇之	北陸ガス (株) 総務部長	北陸ガス (株) 長岡支社長
綱島 知子	新潟県労働委員会事務局長	新潟県知事政策局参事 (秘書課長)
小田 勝俊	新潟県労働委員会事務局総務課長	新潟県土木部監理課建設業室長

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第11号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

令和元年6月4日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「1号警備業務」という。）

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

令和元年7月8日(月)から令和元年7月18日(木)までの8日間(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

令和元年6月17日(月)及び令和元年6月18日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 受講申込書の提出等

ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要な事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(4) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

(5) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(6) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 提出期間

令和元年7月1日(月)及び令和元年7月2日(火)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア 金額

47,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

電話番号 025-285-0110(代表)